

継続

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(平成36年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(平成36年3月31日まで) |

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁 丙 給 厚 発 第 1 2 号
平成 3 1 年 3 月 2 8 日
警察庁 長 官 官 房 長

被害者支援連絡協議会等の設置及び活性化について

犯罪被害者支援における関係機関・団体等との連絡、協議のための協議会及び地域ネットワーク(以下「被害者支援連絡協議会等」という。)については、「被害者支援連絡協議会等の設置について」(平成10年2月19日付け警察庁丙給厚発第6号)及び「被害者支援連絡協議会の活性化について」(平成22年12月28日付け警察庁丁給厚発第445号)等に基づき、各都道府県警察において、警察本部及び警察署等が管轄する地域(複数警察署がそれぞれ管轄する地域を含む。以下同じ。)単位で被害者支援連絡協議会等を設置の上、その活性化を推進しているところである。

また、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づく第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定)Ⅴの第4の1(10)においても、「被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進」が掲げられ、被害者支援連絡協議会等のメンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判所等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図ることが求められている。

被害者支援連絡協議会等については、関係機関・団体等が連携、協力して行う犯罪被害者支援の中核となるものであることから、下記の点について留意の上、今後も引き続き、被害者支援連絡協議会等を設置し、その活性化を図りたい。

なお、上記2通達は廃止する。

記

1 被害者支援連絡協議会等の設置等に当たっての留意事項

(1) 被害者支援連絡協議会等の設置

現在、全国の被害者支援連絡協議会等については、警察本部及び警察署等が管轄する地域単位(以下、それぞれ「本部単位」、「警察署等单位」という。)で、設置・運営されているところであるが、引き続き、真に機能的な連絡、協議の場となるよう関係機関・団体との連携、協力を強化すること。

なお、警察署等单位の被害者支援連絡協議会等にあつては、地域の実情や警察署等の地理的状況、会員構成等に鑑み、例えば、同一の行政区域内に、会員構成がほ

ば重複する警察署等単位の被害者支援連絡協議会等が複数ある場合などで、一の協議会を設置するほうが、効果的かつ合理的であると判断される場合には、必要な検討を行った上で、再編することは差し支えない。

また、今後、市町村合併や警察署等の統廃合等があった場合においても、その都度、被害者支援連絡協議会等の設置単位が、効果的かつ合理的なものであるかについて検討すること。

(2) 会員構成等

本部単位と警察署等単位の被害者支援連絡協議会等の会員構成については、それぞれ、その役割等の相違があるため異なるものの、本部単位の被害者支援連絡協議会等については、概ね、以下に例示した機関・団体等の参画が有効と考えられることから、地域の実情に応じて、未加入の機関・団体等への新規参画の働きかけを検討するほか、その規模、会員構成等に鑑み、必要に応じて、幹事会、分科会等の設置についても検討すること。

また、警察署等単位の被害者支援連絡協議会等の会員構成についても、地域の実情に応じて、必要な関係機関・団体への新規参画の働きかけを検討するなど、より効果的なものとなるよう配慮すること。

主な参加機関の例示（本部単位）

- 都道府県知事部局及び市区町村の犯罪被害者支援施策担当部門及び関係部門（児童相談所、精神保健福祉センター、福祉総合相談センター、保健所、交通事故相談所、配偶者暴力相談支援センター、婦人保護施設、社会福祉事務所等の行政機関又はそれらの主管部門を含む）
- 都道府県及び市町村教育委員会
- 検察庁、矯正施設、保護観察所、法務局人権擁護委員連合会、都道府県労働局総務部企画室、公共職業安定所、海上保安本部等の犯罪被害者支援施策担当部門
- 日本司法支援センター（法テラス地方事務所）
- 国土交通省地方運輸局等の犯罪被害者支援担当部門
- 社会福祉協議会
- 犯罪被害者等早期援助団体等の民間被害者支援団体
- 医師会、臨床心理士会、弁護士会
- 暴力追放運動推進センター、交通安全協会、防犯協会連合会
- 自動車事故対策機構地方支所
- その他地域ごとに設置されている犯罪被害者支援の関係機関・団体

2 被害者支援連絡協議会等の活性化を図るための留意事項

(1) 犯罪被害者等による講演会等の開催

会員相互において、犯罪被害者等の心情や個々の特性及び犯罪被害者支援の意義等についての理解を深めるために、総会、幹事会及び分科会等の場において、犯罪被害者等による講演、犯罪被害者支援に知見を有する者による講話などの開催に努めること。

なお、犯罪被害者等による講演を実施する場合には、あらかじめ、その心情等について、聴講者の理解を求めるなど、犯罪被害者等が講演に際して受けるおそれのある二次的被害の絶無を期すとともに、犯罪被害者等の負担軽減に配慮すること。

(2) 具体的事例に基づく実戦的シミュレーション訓練等の実施

会員が、それぞれの立場において、いかなる支援をどのように提供することが可能であるか、相互がどのように協働すべきかなどを確認、検証するため、具体的事例を策定し、実戦的シミュレーション訓練等の実施に努めること。

なお、具体的事例の策定にあたっては、被害直後の危機介入などの初期的対応を必要とするケースをはじめ、心身の不調、子弟の就学、経済的困窮、住居、医療、裁判関連等の問題に対する中・長期的対応を必要とするケースなど、様々な具体的事例について検討がなされるよう配慮すること。

(3) 会員相互の体制の確立

会員ごとに責任者及び担当者の指定が確実になされよう配慮するとともに、会員間の連絡体制を確立しておくなど、真に会員相互の連携、協力に資する体制の構築を徹底すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成26年3月19日

(有効期間：平成31年3月31日)